

『吹田市空家等の適切な管理に関する条例』 を制定しました

令和5年4月1日施行

吹田市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき令和2年3月に策定した「吹田市空家等対策計画2020」に沿って条例を制定しました。本条例では、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的に、緊急安全措置、発生の予防、法の空家等に該当しない法定外空家等について定めています。

条例の主な内容

法定外空家等の位置付け

法の空家等に該当しない以下のものを法定外空家等として位置付けました。

- ・居住その他の使用がなされていないことが1年未満であるもの
- ・居住その他の使用がなされていない長屋の一部空き住戸

責務・発生の予防

適切に管理されない空家等や法定外空家等の発生を予防するため、以下のとおり責務を定めていました。

- ・所有者等…周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理し、市の施策に協力するよう努める
- ・市…対策や必要な措置を適切に講じ、所有者等へ情報の提供や助言その他必要な支援を行うよう努める

法定外空家等への対応

法定外空家等について、以下のように空家等と同様の措置を行えることとしました。

- ・法定外空家等…所有者等調査、適切な管理の依頼、立入調査
- ・特定法定外空家等…助言・指導、勧告、命令

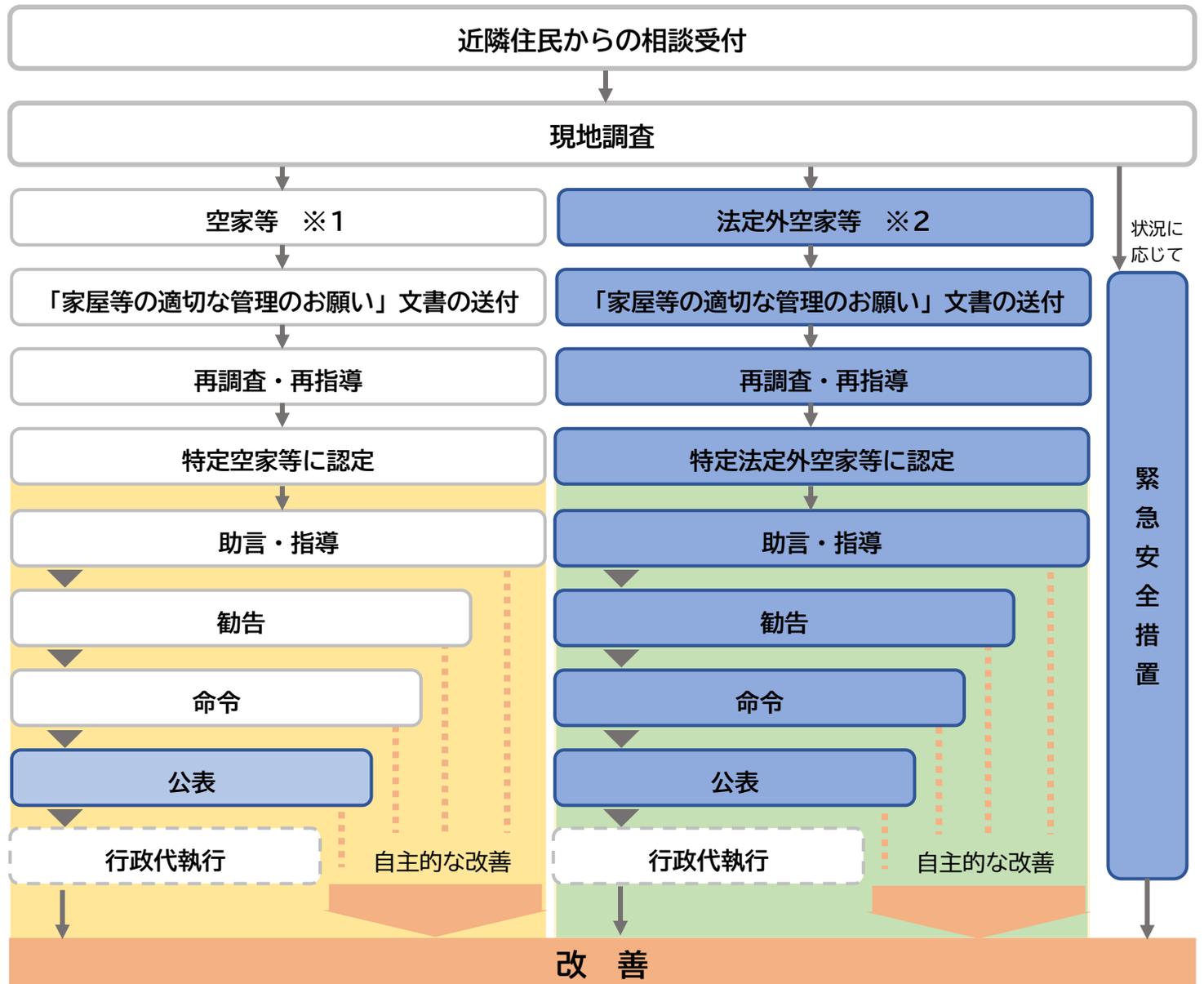
命令などに従わない所有者等の公表

空家等や法定外空家等の所有者等が命令された措置（除却、修繕など）が行われない場合、氏名や住所などを公表できることとしました。

緊急安全措置

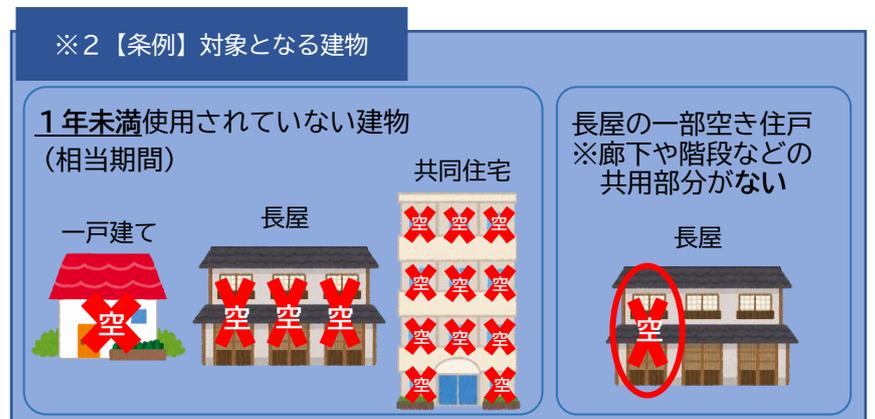
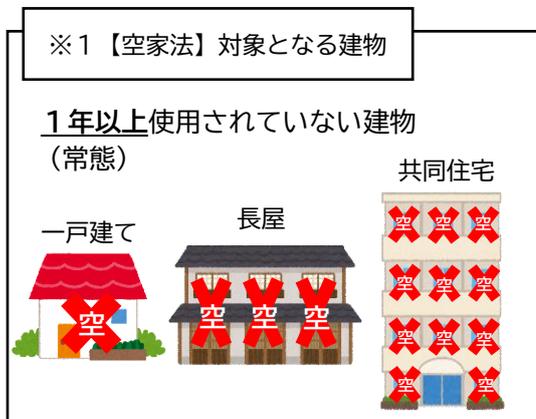
空家等や法定外空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市が必要最小限の措置（注意喚起のための看板やバリケードの設置、落下しそうな場所への防護ネットの措置など）を行い、費用を所有者等に請求できることとしました。

適切に管理されていない空家等及び法定外空家等の解消に向けた流れ（略図）



※1、2 下の図を参照

凡例： 条例に基づく規定



【空家等についての相談窓口】

吹田市役所 住宅政策室 民間住宅支援担当

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 317窓口

TEL. 06-6384-1928

FAX. 06-6368-9902